

新卒の大学生を採用するために採用内定通知を出したのですが、会社を取り巻く経営環境が想定を超えて悪化してしまいました。このため内定を取り消したいのですが、これは解雇になりますか？

質問に お答えします

答 「採用内定の取消しについて考える際に問題となるのは、内定によって労働契約が成立しているか否かという点です。この点については以下

労働契約は有効に成立しない」として、「具体的な個々の事情、特に採用通知の文言、当該会社の労働協約、就業規則等の採用手続きに関する定め及び従来の取り扱い慣例による採用の意味等について総合的に判断して決すべきもの」である（昭和27・5・27基監発15号）。

の通達が示されています。「会社の採用内定通知が表示されれば、労働契約は有効に成立し、その後が適用される、しかし、労働契約締結の意思表示でなく、予約であれば、その意思表示によつては

労働契約締結の意思表示でなく、予約であれば、その意思表示によつては

採用内定取り消しは解雇？

とで、「始期」が付き、また、卒業できなかつた場合、やむを得ない場合などには内定を取り消すことがある旨を内定通知で示している場合、内定を取り消す権利（労働契約の「解約権」）を留保しているので、「解約権留保」付きとなります。

上記の判断によれば、内定取消しは、労働契約の解約にあたりますので、

正式な採用内定は、労働契約の締結予約などではなく、その時点で内定者と企業の間に労働契約が成立するという判断です。実際に就労するのは卒業後の4月からというこ

内定取消しが認められる具体的事情（事由）に関する、判例は、「採用定」も様々な形態があります。また、いわゆる「内々定」も様々な形態があり、内定取消しが認められる具体的な事情（事由）に

を有効とした例として、

公案条例違反で逮捕され

起訴猶予処分を受けたこ

とを理由としたもの（最

7・20大日本印刷事件）、

正電公社近畿電通局事

件）などがあります。

また、いわゆる「内々定」も様々な形態があり、内定取消しが認められる具体的な事情（事由）に

労働契約締結の予約とさ

れれば労働契約は成立し

ていないとなります。

労働契約に解約には

当たらないものの、内々定者への不法行為（期待

できぬような事実であ

って、これを理由として

取り消すことが解約権留

保の趣旨、目的に照らし

て、客観的に合理的で社

会通念上相当として是認

できるものに限られる」

として、内定者が陰気な印象であることを理由と

した内定取消しを無効と

したもの（前記 大日本

電電公社近畿電通局事

件）によれば、内定取消しは、労働契約の解約にあたります。

内々定を取り消すとき

も、内定取り消しと同様に慎重な対応が必要にな

ります。

内々定を取り消すとき

も、内定取り消しと同様に慎重な対応が必要にな

ります。